

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本スポーツカイロプラクティック連盟と称する。英文では、**Japanese Federation of Chiropractic Sportive (J-FOCS)** と表示する。

(目 的)

第2条 当法人は、国際スポーツカイロプラクティック連盟（以下「FICS」という）の日本代表として、スポーツカイロプラクティックの普及と業界の発展に寄与し、地位を高め、社会的認知を得ることを目的とし、次の事業を行う。

- 1 各種スポーツ大会やイベント等におけるカイロプラクティックケアの施術
- 2 スポーツカイロプラクティックに関するセミナーやシンポジウムの開催
- 3 スポーツカイロプラクティックに関する文献や情報の提供
- 4 スポーツカイロプラクティック教育及び研究の推進
- 5 国内外のスポーツや健康医療関連団体との関係確立
- 6 スポーツカイロプラクティックにおける倫理基準の確立と指導
- 7 会員の相互扶助と資質向上のための事業
- 8 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(会員の種類と資格)

第5条 当会の事業目的に賛同する者で、次のいずれかに該当する者は、当会の会員になることができる。

- (1) 正会員 世界カイロプラクティック連合（以下「WFC」という）に承認されたカイロプラクティック教育機関を卒業した者、または、ブリッジングプログラムを終了した者。
 - (2) 学生会員 WFCに承認されたカイロプラクティック学校の学生。
 - (3) 名誉会員 スポーツカイロプラクティックの分野に特別な貢献があったとして、理事が認めた者。
 - (4) 賛助会員 当会の趣旨に賛同する組織または個人で、理事が認めた者。
- 2 当会の会員は、本定款、別に定める細則、倫理規定を遵守しなければならない。
 - 3 入会後、当会の事業に参加するには、あらかじめ心肺蘇生法（CPR）を取得し、カイロプラクティック賠償責任保険に加入しなければならない。
 - 4 当会事業における学生会員の活動は、正会員の指導の下で行わなければならない。

(社員)

第6条 当会の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団財団法人法」という）で定める一般社団法人の社員とする。

(入会)

第7条 当会に入会するには、別に定める入会申込書を当会の事務局に提出し、理事の承認を得なければならない。

2 正会員の入会申込があった場合、「一般社団財団法人法」で定める一般社団法人の社員としての入社申込があったものとみなし、正会員の入会の承認が得られたときは、社員としての入社も承認されたものとする。

(年会費)

第8条 会員は、細則に定める方法で年会費を納付しなければならない。

2 既納付の年会費は、理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

(会員名簿)

第9条 当会は、会員の種類、氏名または名称、住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(退会)

第10条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、いつでも退会することができる。

2 前項のほか、会員は次のいずれかの事由により、会員としての資格を失う。

- (1) 年会費を滞納し、事務局からの督促にも関わらず支払わない場合
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡または失踪宣告を受けた場合
- (4) 法人の解散
- (5) 除名

3 正会員が退会する場合には、同時に一般社団法人の社員としての資格も失うものとする。

(懲罰)

第11条 会員が、本定款、細則、倫理規定に違反した場合、また当会や会員の名誉を毀損した場合は、理事は、その理由を通知し弁明の機会を与えた後に、当該会員に対し、戒告処分または会員資格停止処分を行うことができる。懲罰についての詳細は、細則に定める。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、「一般社団財団法人法」第49条第2項の規定により、社員総会の特別決議をもって除名することができる。

- (1) 本定款または細則、倫理規定に違反した場合
- (2) 当会の名誉を毀損したとき
- (3) 当会の目的及び事業に違反する行為をしたとき

第3章　社員総会

(社員総会)

第13条 当会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、年1回、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要に応じて開催するものとする。

(社員総会の決議事項)

第14条 社員総会は、「一般社団財団法人法」に規定する事項、法人の組織、運営、管理その他の一般社団法人に関する一切の事項について決議することができる。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事たる会長が招集を決するものとし、会長は社員総会の日の1週間前までに、各社員に対して通知を発しなければならない。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において選任する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 前項において、特別決議の必要な議題については、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(社員総会の決議の省略)

第19条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事たる会長または社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があつたものとみなす。

(議決権の代理行使)

第20条 社員またはその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただしこの場合は、総会ごとに、細則で定める代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作り、議長及び理事たる会長がこれに記名押印して、10年間当法人の事務所に備え置くものとする。

第4章 理事

(理事)

第22条 当会に、会長1名を置く。

2 会長をもって、「一般社団財団法人法」で定める一般社団法人の理事とする。

(理事の選任)

第23条 理事たる会長は、当会の社員の中から、社員総会の決議によって選任する。選任方法の詳細は、細則にこれを定める。

(理事の役割)

第24条 理事たる会長は、法令、本定款、細則で定めるところにより、この法人の業務を総括し、この法人を代表する。

(理事の任期)

第25条 理事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 理事が、任期の満了または辞任により退任した場合も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。
- 3 理事は、再任を妨げない。ただし、連続して3期6年を限度とする。

(解任)

第26条 理事は、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他理事としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬)

第27条 理事の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 その他役員

(その他役員の種類と員数)

第28条 当会に、副会長2名以内、書記2名以内、会計2名以内、会計監査2名以内を置く。

(選任)

第29条 前条の各役員は、当会の社員の中から、理事たる会長が指名する。選任方法の詳細は、細則にこれを定める。

(役割)

第30条 各役員は、法令、本定款、細則に従って、忠実に業務を遂行するものとする。

- (1) 副会長は、会長を補佐する。
- (2) 書記は、会議の議事録を作成し調整する。
- (3) 会計は、当会に納入された会費等を管理し、日常の出納業務を行う。
- (4) 会計監査は、当会会計の執行状況を監査する。

第6章 役員会

(役員会)

- 第31条 社員総会で決議された事項を忠実に履行し、業務運営を円滑に行うため、当会に役員会を置く。
- 2 役員会は、理事たる会長が招集し、会長のほか副会長、書記、会計、会計監査をもって構成する。
 - 3 役員会は、毎事業年度に1回以上、必要な時期に開催する。
 - 4 その他、役員会に関する詳細は、細則にこれを定める。

第7章 委員会

(委員会)

- 第32条 当会の事業に関連する特定の案件を調査検討するために、委員会を設置することができる。
- 2 委員会は、社員総会や役員会からの諮問に応じ、特定案件の調査検討を行い、答申を行う。
 - 3 委員会の設置は、社員総会において、総社員の半数であって、総社員の議決権の3分の2以上の賛成があったときに決定する。
 - 4 その他、委員会に関する詳細は、細則にこれを定める。

第8章 計算等

(事業年度)

- 第33条 当会の事業年度は、毎年1月1日から、12月末日までの年1期とする。

第9章 定款の変更、解散

(定款の変更)

- 第34条 この定款の変更を決議するには、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

(解散)

- 第35条 当会は次の事由により解散する。
- (1) 社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成を得て議決した決議
 - (2) 合併による当会の消滅
 - (3) 社員が1名になったとき
 - (4) 破産
 - (5) 解散を命ずる裁判
 - (6) FICS 役員会から、日本代表資格停止処分がなされたとき

(法人の継続)

第36条 前条第1号の場合においては、社員総会の特別決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第3号の場合においては、新たに社員を入社させて法人を継続することができる。

(解散後の残余財産の帰属)

第37条 当法人が解散時に所有する財産の処分方法は、社員総会の決議をもってこれを定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当会の最初の事業年度は、当会設立の日から平成25年12月31日までとする。

(設立時の社員の氏名または名称及び住所)

第39条 当会設立当初の社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

(氏名) 折橋 直紀

(氏名) 佐藤 圭太

(氏名) 伊佐 和敏

(氏名) 渡邊 泰治

(氏名) 尾口 修平

(氏名) 近藤 信男

(氏名) 前田 喜代治

(設立時の理事の氏名)

第40条 当会の最初の理事は次のとおりとする。

会長（一般社団法人の理事） 折橋 直紀

(規定外事項)

第41条 当会の運営を円滑に行うため、本定款を補うものとして細則及び倫理規定を別途定める。その他規定のない事項は、すべて「一般社団財團法人法」その他の法令による。

細 則

一般社団法人日本スポーツカイロプラクティック連盟（以下、当会という）の定款に基づき、以下のとおり細則を定める。

第1章 年会費（定款第8条関連）

（年会費）

第1条 年会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 15,000円
- (2) 学生会員 7,500円
- (3) 名誉会員 無料
- (4) 賛助会員 10,000円

2 会員は、毎年12月末日までに、前項の年会費を、当会が指定した銀行口座へ振り込んで支払うものとする。

（FICS登録費）

第2条 当会は、国際スポーツカイロプラクティック連盟（以下「FICS」という）の規定に従い、FICSへ、次のとおり毎年の会員登録費および団体登録費を支払うものとする。

- (1) 個人会員登録費 一人当たり **30** 米ドル
- (2) 団体登録費 当会の会員数により次のとおりとする
 - ・1人以上**10**人以下の場合 **50** 米ドル
 - ・**11**人以上**50**人以下の場合 **100** 米ドル
 - ・**51**人以上**100**人以下の場合 **150** 米ドル
 - ・**101**人以上の場合 **200** 米ドル

第2章 懲罰（定款第11条・12条関連）

（戒告処分、会員資格停止処分）

第3条 会員が、定款第11条に該当する場合、理事は、その理由を通知し、弁明の機会を与えた後に、当該会員に対し、戒告処分または会員資格停止処分を行うことができる。

2 前項の会員資格停止処分は、30日以上1年以内の有期処分、並びに無期処分とする。

3 前項の規定により、停止すべき会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 当会の事業に参加する権利
- (2) 当会の役員の選任に関する権利
- (3) 社員総会において議決権行使する権利
- (4) 当会に備える文書の閲覧または贋写を請求する権利

4 第1項の処分を行うときは、理事は、あらかじめ委員会に諮問して調査、審議をさせ、その答申を受けた後、役員会に諮り決定しなければならない。

（除名処分）

第4条 当会は、定款第12条各号に該当する会員に対し、社員総会での特別決議を経て、除

名処分を行うことができる。

2 当該会員の除名を、社員総会の議案とするには、理事は、あらかじめ委員会に諮問して調査、審議をさせ、その答申を受けた後、役員会に諮り決定しなければならない。

(留意事項)

第5条 第3条ないし第4条の手続きにあたっては、当該会員の権利及び名誉を不当に損なうことのないよう注意し、かつ十分な弁明の機会を与えなければならない。

第3章 議決権の代理行使（定款第20条関連）

(代理権を証する書面)

第6条 定款第20条に定める代理権を証する書面は、別紙1のとおりとする。

2 社員総会において、代理人に議決権を行使させる場合は、別紙1「出席通知・代理権を証する書面（委任状）」に、当該代理人の氏名を記入して、あらかじめ事務局宛に提出しなければならない。

3 前項において、代理人氏名の記入がない場合は、議決権を議長に一任したものとみなす。また、記入された代理人が、当日欠席した場合は、棄権したものとみなす。

第4章 理事・その他役員の選任（定款第22条・28条関連）

(理事の経験年数制限)

第7条 定款第22条に定める理事は、当会入会後3年を経過した者から選出するものとする。

2 前項において、当会が一般社団法人になるよりも前に、「日本スポーツカイロプラクティック連盟」に入会した者は、当該入会年月から起算するものとする。

(理事及びその他役員の選任)

第8条 定款第23条に定める理事の選任方法及び第29条に定めるその他役員の選任方法は、次のとおりとする。

(1) 理事たる会長は、当会の社員の中から、社員総会の決議によって選任する。

(2) 副会長、書記、会計、会計監査は、当会の社員の中から、(1)で選任された会長が指名する。

(その他役員の任期)

第9条 定款第28条に定めるその他役員の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 役員は、再任を妨げない。ただし、同一の役職において、連續して3期6年を限度とする。

(その他役員の解任)

第10条 その他役員は、次の各号の一に該当するときは、理事の決定により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(その他役員の報酬)

第11条 その他役員の報酬は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 役員会（定款第31条関連）

(役員会の招集)

第12条 定款第31条に定める役員会は、理事たる会長が、必要な都度招集するものとし、会長は、役員会開催の日の2週間前までに、各役員に対して通知を発するものとする。

(役員会の開催)

第13条 役員会は、スカイプやテレビ会議等を利用して開催することができるものとする。

第6章 委員会（定款第32条関連）

(委員会)

第14条 定款第32条に定める委員会は、社員総会または役員会が設置を決定し、社員総会または役員会から求められた特定案件の調査検討を行い、答申を行う。

(細則の改正)

第15条 この規程の改正は、役員会で協議の上、理事が決定し、社員総会に結果を報告するのとする。ただし第1条（年会費）の改定は、社員総会の決議を要するものとする。

付則

本規程は、一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

（平成25年6月23日臨時総会決議）